

Title	十七世紀の英国に於ける利子論争 (其の三)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.4 (1918. 4) ,p.423(19)- 443(39)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180400-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に就ても常に必ずしも明かならず。少なくとも左の二點に於て疑問を存す可し。

一、中立國中所謂治外法權の行はるゝ國に住所を有するものは中立性を有するや。

二、敵の占領する地に住所を有するものは敵性を有するや。

是れ現戦争に於ても現に起りたる問題なり。

十七世紀の英國に於ける利子論争(其の三)

高橋 誠一郎

(三) Sir Thomas Cuipeper の低利論

中世に於ける利子學説が *justum pretium* の學説と相交錯せるが如く (Ashley, *Economic History*, vol. 1, p. 161) 第十七世紀に於ける利子論は多く貿易平衡論と相關聯せり。前に載せたる Thomas Wilson が *Discourse upon Usurie* の示すが如く、第十六世紀の後半に於て頗る複雑なる色彩を現すに至りたる利子問題は次世紀に入るに及びて漸次純經濟的色調の濃厚を加へ來るを見たり。斯くて利子論は商權擴張論と契合し、貿易平衡論に混入し、旋て又和蘭商業の繁盛模倣 (Roscher の所謂 *Nachahmung der niederländischen Handelsblüthe*—*Zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre*, S. 57.) によつて致するに至れり。

Francis Bacon は洵に S. H. Reynolds が此の大哲の Essays に序して言へるが如く、其の貿易に關する所論に於てマーカンチリズムの影響を受けたるものあり。彼れは又利子を以て不自然なりと做す舊思想に囚るゝことなく、最も公平に其の利害得失を批判し、是を以て經濟的に必要なるものと聲明するの知的自由と實際經濟生活の要求に對する理解とを具有したり。然れども彼れが利子容認論は極めて淺薄なる實際的便宜の上に基礎を置けるに過ぎず。「人は必要に驅られて貨幣の貸借を行はざる可らず、而して彼れ等の冷酷なる (sintque tam duro corde) 他の方法を以ては之を貸與することを欲せざる可きが故に、利子を許容するの外、何等之を得るの手段なきなり」(Sermones Fideles, 1597, cap. xxxix.)云々。

英國は Böhm-Bawerk の所言の如く、利子に關する教會法の教理を排除するに當り、文筆上の論争を生ずること最も尠少なりしものなる可し。商工業の急速なる勃興に由りて、微利貸借は早くよりして其の經濟の常道と爲り、其の立法は夙に經濟生活の要求に對して讓歩する所ありしなり。吾人が曩に掲げたる一千五百四十五年及び同七十一年の條例は當に是なり。斯くて利子徴收の是非に關する理論

上の問題はあらゆる經濟學說に先立ちて既に實際の上に解決せられたるなり。而して聽て純然たる經濟的述作の現るゝに至りては、利子禁止の時代は既に全く去りて、之が理論上の是非を論述する者殆どあることなかりしなり。彼れ等の注意は全く此の方面を去りて、法制の改正に由り、新に論争の因を爲すに至りたる利率法定の是非及び其の程度如何の問題に向つて傾注せられたり(前掲書 p. 43)。固より第十七世紀に於ても神學上及び法理論上の基礎の上に、あらゆる利子の徴收に反對せる者なきにあらざるも、彼れ等の徒は多く皆、輿論が彼れ等に對して反對なるを自覺せるが如き口吻を漏しつゝあるなり。吾人は彼れ等の間に神學得業士の學位を要求するに當りて Usuras legitimas esse illicitas の題目を選びたる Andrewes 僧正 (Opuscula Posthuma, 119) Sanderson, Blaxton 及び Holmes 等を算ふるを得可し。就中最も著名なる者は R. Fenton の A treatise of Usurie (1611) として、是は旋て又 Sir Robert Filmer として其の Quaestio quod libetica or a discourse whether it may be lawfull to take use for money (1653) に於て、彼の利子は「咬傷的」なるに於て始めて不法なりと做せる舊套なる意見に基ける駁論を提唱するに至らしめたり。而も此の世紀の終末に至らず

して這般の論争は事實上終熄せり而して一千六百九十二年 David Jones が聖 Mary's Woolnoth に於ける A Farewel Sermon. (p. 34) に由りて一時の激動を惹起せるも、然輕侮嘲笑を以て迎へられたり (The Lombard Street Lecturers late Farewell Sermon answered or the Welsh Levite tossed de Novo, 1692. 参照)。

Bacon のそれより二十餘年を隔てし Sir Thomas Culpeper の著の現るゝを見たり。彼れの生涯は從來不明なるものとせられしが (前掲 Roscher, S. 57) 吾人は今や Stephen 及び Lee の Dictionary of National Biography. (1908-9) に據りて稍や詳細に之を知悉するを得るに至れり。而も彼れは (Cunningham) の所言の如く、其の全生涯を最高利率低減の爲めに捧げたる人たるの觀あり Growth of English Industry and Commerce. Modern Times-Part 1. P. 384.) 此の一事を措きて多く傳ふ可きものなきが如し。彼れが A Tract against Usurie, Presented to the High Court of Parliament. が初めて出版せられたるは一千六百二十一年にして、其の後一千六百四十一年附録を添へて再刻せられ更に一千六百六十八年 Josiah Child に由りて彼れが Brief Observations concerning Trade and Interest of Money. と合巻出版せられたり。(Child が自著の附録として本書を再版せる由來は

同書の Supplement (p. 18) に於て窺知するを得可し)。尙其の子 Sir Thomas Culpeper が A Discourse showing the many Advantages which will accrue to this Kingdom by the Abatement of Usury; together with the Absolute Necessity of reducing interest of Money to the Lowest Rate it bears in other Countreys, that, at least, we may Trade with our Neighbours upon Equal Terms. (1668.) の序文に據るに、彼れは癡て又、利率の最高限を八分より六分に低減するの必要を主張せる第二の論文を上梓せり、即ち一千六百四十年の A Tract against the high rate of Usurie 是なり。一千六百八十八年、兩論文は合巻せられて其の子 Thomas の序文と共に再刻せられたり。前書は等しく Child が一千六百九十年の Discourse of Trade. 以下の諸版に A Small Treatise against Usury の題下に添附せられたり。

Culpeper は本來利子の徴收に對する熱心なる反對論者なるも、而も自ら進んで之が禁止論を主張することを敢てせず、冒頭先づ利子が不法なるの證明は既に舊教並に新教の神學者の多數が深く論述せる所なるを以て之を彼れ等に譲り、茲には單にそが豊富なる貨物と多大なる貿易上の利益とを有するも、而も金銀鑛の孰れをも有せざる我が王國に及す損害の如何に多大なるか、貿易に取りて高率の利子

が如何に不利益にして且つ有害なるかを知らしむ可き二三の論證を擧示するに止めんとすと言へるに徴するも、彼れが全然宗教道德の方面を他に委して顧みず、只管經濟上に於ける其の害惡を啓示するに努めたること明なる可し。(前掲一千六百六十八年版p. 23)。斯くて彼れは諄々として高利の弊を縷説するも、而も一般の利子に對して攻撃を加ふることなかりしなり。

高歩の利率が商業を衰頽せしむるは既に巨額の富を蓄積し得たる商人が商業を捨て、利益の容易確實且つ巨大なる高利に走るに徴して之を知るを得可し、然るに利子の低歩にして、土地の賣價高直なる國に在りては、彼れ等は永代商企業に従事して自家及び國家を富裕ならしむるものなり (p. 23)。獨り商業を廢棄する富者のみならず、新に之に著手せる者の多數も亦高歩の利率に由りて挫折沮喪し、彼れ等の勤勉は空しく他を富裕ならしめ、自家を貧窮ならしむるに至る。加之、幾多の商買は一割の利益を生ずる能はざるが爲めに、其の衰滅を免れざるなり。而も高利が貿易に及す最大なる障害は和蘭並に其の他英國と通商を營みつゝある國家の大部分が六分以上の利子を許容せざるに存す。即ち彼れ等は兎勉

節儉等他の長所を有するとなしとするも、此の點のみに於て優に吾人を凌駕するを得るものなればなり。彼れ等にして若し一割の収益を得んか、彼れ等は法律上許容せられたる利子の約二倍を得て、充分の利得を受く可きも、一割の利率を普通とする我れに在りては、吾人は一割以上を得るにあらざれば損失を免れざる可く、従つて彼れに在りても我れに取りても等しく社會に有利なる同一業務に於て、我れに取りては各個企業家の損失と爲り、彼れに在りては頗る有利なるものと爲る。而して公私の利益が一致を缺ける社會に於て著大なる進歩を見ること稀なり。等しく彼我の土地が産出する果實と雖も、彼れ等は我が國に於てさへ之を吾人よりも低價に賣却するを得るなり。即ち是等の栽培及び管理に使用せらるゝ資本は其の價格の大部分を形成する所なるに、彼れ等に在りては其の資本は六分に積算せらるゝに反し、我れに於ては一割なるが故に、彼れ等は吾人よりも低廉なる販賣を行ひて尙多大なる利益を計上するを得るなり (p. 24)。従て又、軍事、宗教及び國威を發揚す可き諸般の事業に對する出費も亦、我れ等に比して遙に小少なる可し。目下議會に於ける懸案たる貿易の平衡に對して利子歩合の如く多大なる影響を

有するものなし。加之、高利は亦、國內商業に對しても等しく有害なるものなり。即ち高利に由る利得は極めて容易、確實且つ巨大なるを以て、獨り大小の商人のみならず、地主、農民及び諸般の専門家も次第に其の業務を怠り、相率ひて高利貸と化するなり。利率はあらゆる人が商ひ、購ひ、建て、植へ、若しくは普く他の商行爲を營むの標準たるものなり。從來久しく我が議會は森林の保護に盡瘁し來りたるが、此の點に於て利率の引下げは最も効果の大なるものなり。即ち利子歩合高き場合に於ては、何人も其の樹木をして社會の爲めに最も有利なる時期に到るまで成長せしむることなきが故なり(Pratt)。國家の強固保全の象徴たる海運業も亦、高利に由りて阻害せらるゝこと明白なり。即ち船舶を建造して之を賃貸するも、一割の金利に對し、破損磨滅其の外一切の費用を計上する時は一割乃至一割二分に達する場合には何等の利益存せざればなり。然るに金利が六分に過ぎざる和蘭に於ては船舶の建造並に其の賃貸は共に有利なる企業と爲り、富者の資本と始業者の勤勉とは克く社會の利益と一致するなり(Pratt)。而も高利の國家に及す最大なる害惡は土地の價格を低落せしめ、延ては人をして土地、殊に新開地に對し之

を開拓するの努力と費用とを注ぐに吝ならしむるに在り。吾が國の金利にして他國と等しく低廉なるに至らば、吾が地價は漸次昂騰す可く、之に隨從して土地改良の爲めに勞力費用の投入を増加し、沼澤及び不毛の原野も排水施肥に由りて沃野と化し、國家の富を増大するに至る可し。海面よりも低き和蘭が能く潮水の浸入を防止する施設を行ひ得たるは固より彼れ等の勤勉に依頼する所大なる可きも、而も吾人は悉く彼れ等が優越の根據を此の點に歸せしめ得るまでには吾人に比して敏捷且つ勤勉なりと思惟する能はず。疑もなく其の主たる原因は我れに在りては貨幣尊くして土地卑しく、彼れ等に於ては土地尊くして貨幣卑しく、是に由りて巨額の費用を要する土地改良は彼れ等に取りてこそ有利なるも、我れ等に對しては損失たるなり。利率が一割なる場合に五磅を借入れ、之を一瓩の土地に投入せりとせば、這個の土地改良は當に一ヶ年十志の負擔たる可し、而して其の改良の業成るも土地は十五ヶ年間の地代以上の價值を有せざる可し。然るに若し利率が低下して他國と同等なるに至らば、同一面積に對する同一額の投下は年五志乃至六志に相當す可く、而して改良せられたる土地は二十六ヶ年乃至三十年間の

地代に相當するの價值を有す可し。斯くて金利上騰せば稀有の場合を除き、何人も其の土地に對し損失なくして改良を施すこと能はず、而も金利にして低下せんか、今日に比して二倍以上の投資を敢てするも仍、是に由りて多大なる利益を上げ得可く、從て人は自己の利益の爲に土地の改良を行ひて、而も結局國土を増大することゝ爲るなり。而して是に由りて利益する者は常に地主のみならず、國內の貧困なる勞働者も亦、等しく利益を受くることゝ爲る可し。何となれば穀物其の他勞働に依りて培養せらるゝ土地の果實にして低廉なる時は、耕作地は圍繞せられて勞働の需要少なく、其の賃銀は低率なる可きが故なり。高利は又發見、植民及び其の他のあらゆる有利なる事業に對する妨害たるものなり。即ち之を企圖する者に取りて其の失費を大ならしむればなり。而して若し金利にして一割五分乃至二割に騰貴せんか、商業は衰頹し、田園は荒廢し、地價は八ヶ年間の地代に相當するまでに低下し、其の改良の途絶えて、吾人は辛じて高利に由りて相互相食み、他國民より其の所要物の供給を受け、幾許ならずして國を擧げて赤貧の境涯に沈淪せしむ可きなり (P. 26-29)。

然も吾人は「Henry 八世の第三十七年以前に在りては、利子に對して何等の制限存することなかりき、此の間に於て吾人は如何に處せしや」との反對論に逢着するあらんも、當時に在りては此の點に關し人々の良心は今より遙に嚴重なる拘束を受けつゝありしなり。高利貸は破門せられたる者と同一の待遇を受けたるを以て、遺言を爲すを得ず、基督教の葬式とも亦許容せられず。恐らく當時に於ける道念上の束縛は今日の「一割條例」よりも更に大なる制限たりしなり。吾人は吾れ等の間に在りて仍、姦淫の行はるゝこと頻々たるを虞る、而もそは幸にして賣春婦及び娼家の存在する所に於けるが如く多からずと主張せり (P. 29-30)。次で Culpeper は金利の低減に對する假想的反對論五ヶ條を列擧し、逐次之に答へんとせり。第一の反對論は貨幣は久しく一割の利率を以て貸借せられ、而して大なる不都合存せざりしにあらざやと稱するもの是なり (That general Objection of Ignorance against all Changes, be they never so necessary and apparently good, that it hath been so a long time, and been well enough; what will become of the alteration we cannot tell; why then should we make any change?)。彼れ答へて曰く、利子徴收の慣習が何等不法のものとして意識せられ疑懼

せらるゝことなく一般に行はるゝに至りてより未だ久しからず而して健康體に於ける重患の初期の如く國家に於ける多數の不利も亦其の初期に在りては十分に感知せらるるとなきなり。我れに在りては久しきに亘れる内亂の後を承けて、國內の人口半減し、近年に至りても未だ全く回復せず、即ち半數の人民に對して同一量の土地存するを以て、吾が内國貨物の餘剰は必然大にして、假令貿易は彼我の間、に等しき平衡を得ることなしとするも、吾人は富裕たらざるを得ず。剩へ又佛蘭西及び低陸聯邦は多年の戰亂に由りて慘害を蒙ること大なりしを以て、彼れ等は嘗に今日の如く吾人の商權を剝奪することなかりしのみならず、却つて吾人に依りて衣食し、非常なる高價を以て吾が貨物を購入せるなり。然るに今や和蘭商人は到る處に吾人を凌駕し、佛人亦豊年と雖も、其の穀物を我れに致すなり。吾が國土は次第に人口の稠密を來し、吾が隣邦は其の業務に於て漸次出精明敏なるに至れるを以て、吾人にして若し更に對等なる貿易の均勢を得、而して我が國土の所産をして他國が同一種の同一物を供給し得るが如く低廉に生産し得るに至らしむるにあらざれば、吾人は幾許ならずして貧困を極むることゝ爲る可し。而して

這般の狀態の下に於ては一割の利率は旋て恰も二割のそれの如く國家の窮乏を導くの因と爲る可し。即ち吾人が既に述べたるが如く、土地の生産する大多數の貨物に在りては其の培養及び管理に使用せらるゝ資本は其の價格の大部分を形成するものなるに吾が資本は彼れ等に比して二倍の利率を有するが故に、彼れ等は克く吾人よりも低價に販賣して、而も尙大なる利潤を見出し得るなり。而して吾人が穀物の餘剰を有すること大なるに拘らず、其の販路を發見すること能はざるに、佛人は自國、和蘭人は波蘭産の穀物を吾人よりも低廉なる價格を以て到る處に提供しつゝあり、加之從來吾が金鑛と見做されたる織物に於ても、近時有力なる競争者を見るに至りしは全く是に因るものなりと (pp. 31—2)。

反對論の第二は人體に於けると等しく國家に取りても急激なる大變化を生ぜしむるは多くの場合に於て危険を伴ふものなりと云ふに在り (That as in Bodies Natural, so in Politique, great and sudden changes are most commonly dangerous.)。而して之に對する彼れの答辯は極めて簡明なり。曰く、人體若しくは政體が全然健康の狀態に於て存する場合には、這般の原則は之を承認せざるを得ざるも、其の衰弱を來しつゝ、

ある場合に何等の變革を加へざるは明かに廢滅を誘致するの道なりと(p.33)。

第三は利率にして低減せられんか、借入金は急激に回収せられ、爲めに借手は悉く大なる損害を蒙るに至る可しと倣せるものなり (That money will be suddenly called in, and so all Borrowers greatly prejudiced)。然れども新に條例を制定する場合に其の終に一條項を設け、既に一割の利率を以て貨幣を貸與せる者は之を徵するも不法にあらざるを規定し、而して貸金は新法の施行以前に一割の利率を以て貸與せられたるものと見做し、此の議會の會期後二ヶ年間、這般の法令が制定せられざりし場合に徵するを得たりし利率を許容せば、借手は其の債務を急激に回収せらるゝの危険を減ず可し。即ち債主は彼れ等が依然舊來の證書を存續せしむる時は一割の利率を徵するを得るに反し、新なる證書に對しては其の以下の利子を以て満足せざるを得ざるが故に、其の貸金の回収は彼れ等自身の損失たるを免れざればなり。而して若し是に由りて未だ充分なる満足を得ざる債務者あり、且つ這個の債務者にして其の債務を償却するに足る可き價値の土地を所有せりとせば、彼れが憂惧し得可き最悪なる場合は、其の土地に對して少くとも二十ヶ年間の地代に

相當する價格を得て、彼れの負債を完済するに在り。即ち土地はあらゆる證券よりも安全なるものにして、且つ最確實なる家産たるが故に、依然貨幣以上の價値を有するに因るなり。而して他國に於て許容せられたる利率以上を徵すること能はざるに至るが故に、現今十二ヶ年間の地代に相當するに過ぎざる地價は昂騰して、土地は二十ヶ年間の地代に相當する高を以て容易に賣却し得可く、斯くて其の債務を支拂ふに足るの價値を有する土地の所有者たる債務者にして、今や其の土地を十ヶ年の地代に相當する價格にて賣却せば (Child が A new Discourse of Trade. の第四版に編入せられたる本書には「七ヶ年」を記せり、同書 p. 251 參照)、直に債務を免る可きことを疑ふ者なかる可し (p. 33-4)。

第四は金利の低減に由りて資金の借入困難と爲り、之が爲めに甚しく商業を妨害するに至る可しと云ふもの是なり (That money will be harder to come by, and thereby Commerce greatly hindered)。彼れ答へて曰く、若し利子の高歩合が國內に於ける貨幣を増加せりとせば、這個の論は正當なる可きも、高利は單に貸金業者を富しむるに止り、却つて國家を窮乏ならしむるものなり。而して資金の借入を容易ならしむ

るものは國內に於ける貨幣の充實に存すること、貨幣の借入容易にして、而も利率の低廉なる吾が隣邦の例に徴して明なり。國內數多の郷紳を疲弊せしめ、借財を爲す者の數を大ならしめ、延ては貨幣の借入を困難ならしむるものは高率なる利子なり。利子にして低下せんか、土地は高率を以て急速に賣却するを得可く、斯くて貴族及び郷紳は直に其の債務を免れ、而して大小の商人は容易に其の資金を享得するを得るなり。加之、金利にして下降せんか、貸金業者は長く碌々として其の資金を死藏するは決して最安固の手段にあらざるが故に、商業に之を使用するか、土地を購入するの用に供するか、又は法の許容せる低利を以て之を貸付くるか、三者其の孰かを選ばざる可らず。若し是に由りて貿易を奨励するあらんか、即ち是吾人の要望する所にして、そは旋て國家を富裕ならしめ、貨幣を、夥多ならしむるに至る可し。土地を購入する者は、其の貨幣を貸付くると等しきか、若しくは之と大差なき地代を取得し得るが故に、貨幣は悉く商業に投入せられて、土地を購入す可き資金の不足を憂ふ可き理由なし。即ち地方人士の多數は、其の資財を不案内なる商業に投入するを危み、之を低利に貸出すか、又は二十ヶ年若しくは其の以上の

地代に相當する價格を以て土地を購入するの途を擇ぶなる可し。債務者が其の借財を完済するに至るまでは、暫く土地の賣買盛に行はる可しと雖も、而も、久しからずして、低利を以て貸出したる貨幣も土地の購入に由りて取得し得可き地代以上の利廻りと爲るまでに地價の昂騰を見るに至る可く、其の結果として貨幣の借入は今よりも容易と爲り、而して貨幣夥多と爲り、借手稀少と爲るが故に更に其の勢を助長することゝ爲る可し (pp. 34—5)。

次ぎの反對論は最後にして且つ最薄弱なるものなり。金利高きが故に吾が國內に誘入せられたる外資は其の引下げと共に再び國外に逸出す可しと做すもの即ち是なり (That there is now much money of Forreigners in the Land, to be managed at ten in the hundred, which if money should be called down, would be carried out of the Land.)。こは疑もなく事實なり。然れども吾人は彼れ等をして現に一百磅を拉し去らしむるか、若しくは七ヶ年後に二百磅、十四年後に四百磅、二十一年後に八百磅を拉し去らしむるを以て國家の利益と做すや否やを反問せんとす。即ち利に利を積むの結果は當に斯くの如くならざる可らず。一百磅を一割の利に廻す時は七十ヶ年間に

十萬磅に増加するの事實は一見信じ難き所なるが如きも、計算の結果は當に然らざるを得ず。斯くて現に吾が國に存する十萬磅の外資に對し一割の利子を附するは極めて瑣々たることの如きも、そは僅々人の一生に過ぎざる七十年間に目下國內に存する鑄貨の全部を以てするも、尙足らざる一千萬磅を拉し去るの結果に想到せば、吾人は外資の決して歓迎す可きものにあらざるを知る可し。加之、當所に於て貸付けらるゝ外資は之を正金又は地金を以て輸入せらるゝものと想像す可らず。即ち商人は其の代理店に爲替手形を送附し、之に對して彼れ等は此の地に於て吾が貨幣を受理するなり。而して彼れ等が利子を徴して我れ等に貸付くるは正に此の貨幣にして、彼れ等は吾人自身の貨幣を以て吾人を喰ひ盡すなり (p. 310)。

古來利子を以て司酒僕臺に比せり。人々は彼れ等が賭戯に耽りつゝある間に在りては、幾許を之に致せるやを感知せざるも、そはクリスマスの末に於て殆ど總ての競技者をして悉く利得する所なからしむるなり。然れども此の比喻は必ずしも當らず、何となれば賭戯に在りては僅に一二回之を試みて勝利を得たるまゝ

に手を退くを得可きが故なり。私利は往々にして人の判断を蔽ひ、自己の利益に惑されて社會の公益を害するの虞あるを以て、吾人は彼れ等に向つて彼れ等が貨幣と共に土地をも所有せりとせば、彼れ等が其の貨幣に於て失ふ所は之を其の土地に於て得可きことを記憶せしめんとす。即ち土地と貨幣とは常に互に他に對して平衡し、貨幣高直なれば土地低廉に、貨幣低廉なれば土地高直なるを以てなり。而して若し熱心に一割の利率を維持す可きを主張する者あらば、吾人は彼れ及び其の子孫をして同一率を以て借入るゝの特權のみを保留せしめ、之を以て貸付くるの權利を廢棄せしむ可しと答へん (p. 307)。

本書は既に其の冒頭に於て謂へるが如く、利子の不法なるの證明は之を神學者に委して茲に贅せずと雖も、然も彼の咬傷的なる利子に至りては單にあらゆる神學者のみならず、貸金業者も亦其の不法を認むる所なるが、吾人は既に一割の利率が地主を咬傷し、貧民を咬傷し、貿易を咬傷し、國王に對して其の關稅を咬傷し、土地の果實を咬傷し、而してあらゆる國土其の物の大部分を咬傷し、而して總ての敬神、慈善及び國家の偉大を發揚せしむ可き事業を咬傷するものなることを闡明し來

りしを以て何人と雖も、それが絶対に不法なるを否定すること能はざる可し。而も利率を低減せんか、其の効果は如何に大なる可き。國王に取りては其の關稅を増加し、王國に取りては其の土地を豊沃ならしむるに由りて、之を増加するの結果を來し、貴族及び郷紳に對しては、債務の束縛より釋放せらるゝを得せしめ、商人に對しては其の業務の持續と繁盛とを得せしめ、商買及び貿易に着手する者に對しては、彼れ等が勞働の成果を收めしめ、勞働者に對しては其の僱雇を迅速ならしめ、貸金業者に對しては其の貨幣に代へて土地を取得せしむるに至る可し云々と(p.37)。

斯くて Culpeper は一千六百二十四年の An Act against Usury. (21. James I. c. 17) に由りて利率の法定限度を一割より八分に低減せしむるに於て成功せり。遮莫、本法は利子禁止法と題するも、事實は單に過當の利率を禁止するに止るものにして、所謂 Usury は八分を超過せざる範圍内に於て、明白に許容せられたるものなり。本法が其の末條に於て「宗教又は良心の上に於て利子徴收の實施を許容する」と解釋せらるゝを禁じたるは單に形式上舊來の思想に對して敬意を表したるに過ぎず。彼れは前述せる第二の小論文に於て更に金利を八分より六分に引下ぐるの

必要を論じ、旋て一千六百五十二年、其の實施を見たり (Scobell, Acts, 1652)。

彼れの子 Sir Thomas Culpeper 亦同じく此の問題の爲めに盡瘁し、一千六百六十八年前掲 A Discourse showing the many Advantages which will accrue to this Kingdom by the Abatement of Usury を出版し、同年又其の A Short Appendix to a late Treatise Concerning Abatement of Usury, by the same Author. を上梓し、更に一千六百七十年、後節に述ぶ可き Thomas Manley の反對論に答へて「The Necessity of Abating Usury re-asserted, in a reply to the Discourse of Mr. Thomas Manly, entitled, "Usury at six per cent. examined."」を出して世に問ひ。